

通し番号	原則	説明項目	記入欄	
			自己説明	根拠となる規程等
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。	(1)組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(一財) 少林寺拳法連盟の策定した中長期基本計画を元に、岐阜県少林寺拳法連盟（以下、「当連盟」という。）の中長期計画を作成、総会での承認を得て各所属長に公表している。見直しがあれば、都度展開している。	
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1)団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	当連盟規約に基づき、会員規程を定め、当連盟会員が遵守すべき内容を記載している。	一般財団法人 少林寺拳法連盟 会員規程 岐阜県少林寺拳法連盟規約
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	当連盟規約で定めており、組織運営に関する総則、規定の運用等を定めている。	岐阜県少林寺拳法連盟規約
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	当連盟規約で定めており、組織業務に関する規定を定めている。	岐阜県少林寺拳法連盟規約
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役職員の報酬は無く、事務費として、当連盟規約運営細則で定めている。	岐阜県少林寺拳法連盟規約運営細則

通し番号	原則	説明項目	記入欄	
			自己説明	根拠となる規程等
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	当連盟規約で定めており、運営・会計に関する規定を定めている。	岐阜県少林寺拳法連盟規約
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2)その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	当連盟規約運営細則で定めており、会計、会費に関する規定を設けている。	岐阜県少林寺拳法連盟規約運営細則
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。	(1)役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当連盟の所属長は、（一財）少林寺拳法連盟が行なう年1回の研修受講が義務付けられており、そのカリキュラムにおいて欠かさずコンプライアンス教育を受けている。	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。	(2)選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	（一財）少林寺拳法連盟が行なう年1回の研修内容を当連盟の所属長を通じて、各所属会員に展開している。また、当連盟が主催する各種行事、講習会において、コンプライアンスの該当する講義を実施している。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである。	(2)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	（一財）少林寺拳法連盟の指導の下、適切に処理をしている。毎年、当連盟内で会計監査後、（一財）少林寺拳法連盟に提出、確認が行われている。	
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである。	(3)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	（一財）少林寺拳法連盟にて、適切に処理がされている。	

通し番号	原則	説明項目	記入欄	
			自己説明	根拠となる規程等
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1)財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	当連盟の総会において、開示している。	岐阜県少林寺拳法連盟規約
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	競技上の評価基準は、年1回の審判員講習会により、各所属長、幹部拳士に公表されている。 また、各大会県予選等においても大会責任者から要項が出され、審判委員会の承認後、各所属に展開されている。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2)法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	本内容をもって、ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等について、当連盟公式ウェブサイトに掲載している。	